

令和7年度

広域農業基盤整備管理調査

相坂川左岸地区他施設管理状況調査業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

広域農業基盤整備管理調査相坂川左岸地区他施設管理状況調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、相坂川左岸地区における営農形態の変化や施設の老朽化等に対応した施設計画策定のための施設管理状況調査を行うとともに、平川二期地区の長寿命化に配慮した更新整備計画の見直しの検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする地域は、以下の通りであり、別添位置図(相坂川左岸地区、平川二期地区)に示すとおりである。

| | |
|---------|---|
| 相坂川左岸地区 | 青森県十和田市、三沢市、上北郡七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町地内 |
| 平川二期地区 | 青森県弘前市、五所川原市、平川市、南津軽郡大鰐町、田舎館村、北津軽郡板柳町、鶴田町地内 |

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 相坂川左岸地区施設管理状況調査 | 1式 |
| (2) 平川二期地区更新整備計画見直しの検討 | 1式 |

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-6条

- (1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- 2) 東北農政局において、令和 5・6 年度（測量・建設コンサルタント等契約）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- 5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下のものであること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有するもの
- 照査技術者と同等の技術者資格を有するもの

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と合わせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものでない。

(一般事項)

第1-7条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-8条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資格 | 技術部門 | 選択科目 |
|-------------------|--------|---|
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業-農業土木 農業-農業農村工学 機械-機械設計 建設-鋼構造及びコンクリート |
| | 農業 | 農業土木 農業農村工学 |
| | 機械 | 機械設計 |
| | 建設 | 鋼構造及びコンクリート |
| 博士 | 農学 | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | |

- (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所に出席し監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明

確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書等)

第2-1条

本業務において、適用又は参考を予定している図書等は以下のとおりである。

なお、期間中に改訂等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

| 番号 | 名 称 | 発行所 | 制定(改訂)年月 |
|----|----------------------------------|------------------------------------|----------|
| 1 | 土地改良施設管理基準及び運用・解説 計画「農業用水(水田)」 | (社) 農業農村工学会 | 平成22年7月 |
| 2 | 土地改良施設管理基準及び運用・解説 計画「排水」 | (社) 農業農村工学会 | 平成31年4月 |
| 3 | 土地改良施設管理基準及び運用・解説 設計「水路工」 | (社) 農業農村工学会 | 平成26年3月 |
| 4 | 土地改良施設管理基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」 | (社) 農業農村工学会 | 平成30年5月 |
| 5 | 農業水利施設の機能保全の手引き | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成27年5月 |
| 6 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成28年8月 |
| 7 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成28年8月 |
| 8 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成28年8月 |
| 9 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゲート設備)」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成22年6月 |
| 10 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゴム堰)」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成25年4月 |
| 11 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場(ポンプ設備)」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成25年4月 |

| 番号 | 名 称 | 発行所 | 制定(改訂)年月 |
|----|---------------------------|------------------------------------|--------------|
| 12 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「除塵設備」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成 25 年 4 月 |
| 13 | 農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」 | 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会 | 平成 25 年 5 月 |
| 14 | 農業水利施設の長寿命化のための 手引き | 農林水産省農村振興局設計課 | 平成 27 年 11 月 |

(作業条件)

第 2 - 2 条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第 2 - 3 条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2 - 1 条によるものとする。

(貸与資料)

第 2 - 4 条

本業務において、貸与を予定している資料は以下のとおりである。

| 貸 与 資 料 | 数 量 |
|--|-----|
| 平成 24 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 相坂川左岸地区稲生川頭首工他機能保全計画策定業務 報告書 | 1 部 |
| 平成 24 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 相坂川左岸地区幹線水路他機能保全計画策定業務 報告書 | 1 部 |
| 国営相坂川左岸農業水利事業 事業誌 | 1 部 |
| 国営相坂川左岸農業水利事業 施設管理図 | 1 部 |
| 国営相坂川左岸農業水利事業 事業成績書 | 1 部 |
| 平成 20 年度広域基盤整備計画調査 岩木川地域更新整備計画策定その他業務 報告書 「長寿命化に配慮した更新整備計画 (国営平川地区) (平成 21 年 3 月)」 | 1 部 |
| 平成 26 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 平川地区五所川原幹線水路他機能保全計画策定業務 報告書 | 1 部 |
| 平成 27 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 平川地区虹貝頭首工他機能保全計画策定業務 報告書 | 1 部 |
| 平成 29 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 平川地区三ツ目内頭首工他機能保全計画策定業務 報告書 | 1 部 |

| 貸 与 資 料 | 数 量 |
|--------------------|-----|
| 国営平川農業水利事業 事業誌 | 1 部 |
| 国営平川二期農業水利事業 事業誌 | 1 部 |
| 国営平川農業水利事業 施設管理図 | 1 部 |
| 国営平川二期農業水利事業 施設管理図 | 1 部 |
| 国営平川二期農業水利事業 事業成績書 | 1 部 |

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2 - 5 条

第 2 - 3 条、第 2 - 4 条に示す参考資料及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改訂された場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙 - 1 「作業対象施設一覧表 (相坂川左岸地区)」、別紙 - 2 「作業対象施設一覧表 (平川二期地区)、別紙 - 3 「作業項目内訳表」で示すとおりである。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 準備作業 | 1 式 |
| (2) 相坂川左岸地区施設管理状況調査 | 1 式 |
| (3) 平川二期地区更新整備計画見直しの検討 | 1 式 |
| (4) 点検取りまとめ | 1 式 |

(作業の留意点)

第 3 - 2 条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第 2 - 1 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業の着手段階

第2回 中間打合せ（相坂川左岸地区施設管理状況調査の実施段階）

第3回 中間打合せ（平川二期地区更新整備計画見直しの検討段階）

最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部

(2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

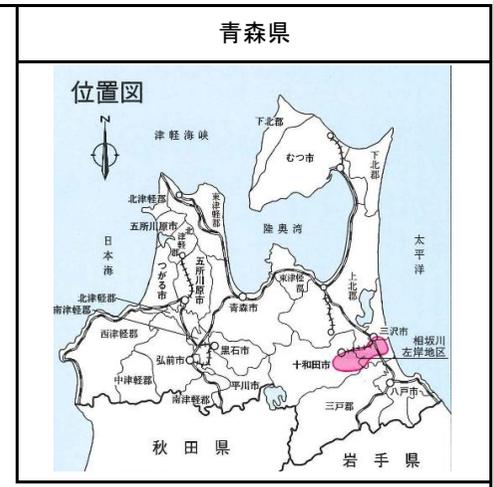
第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

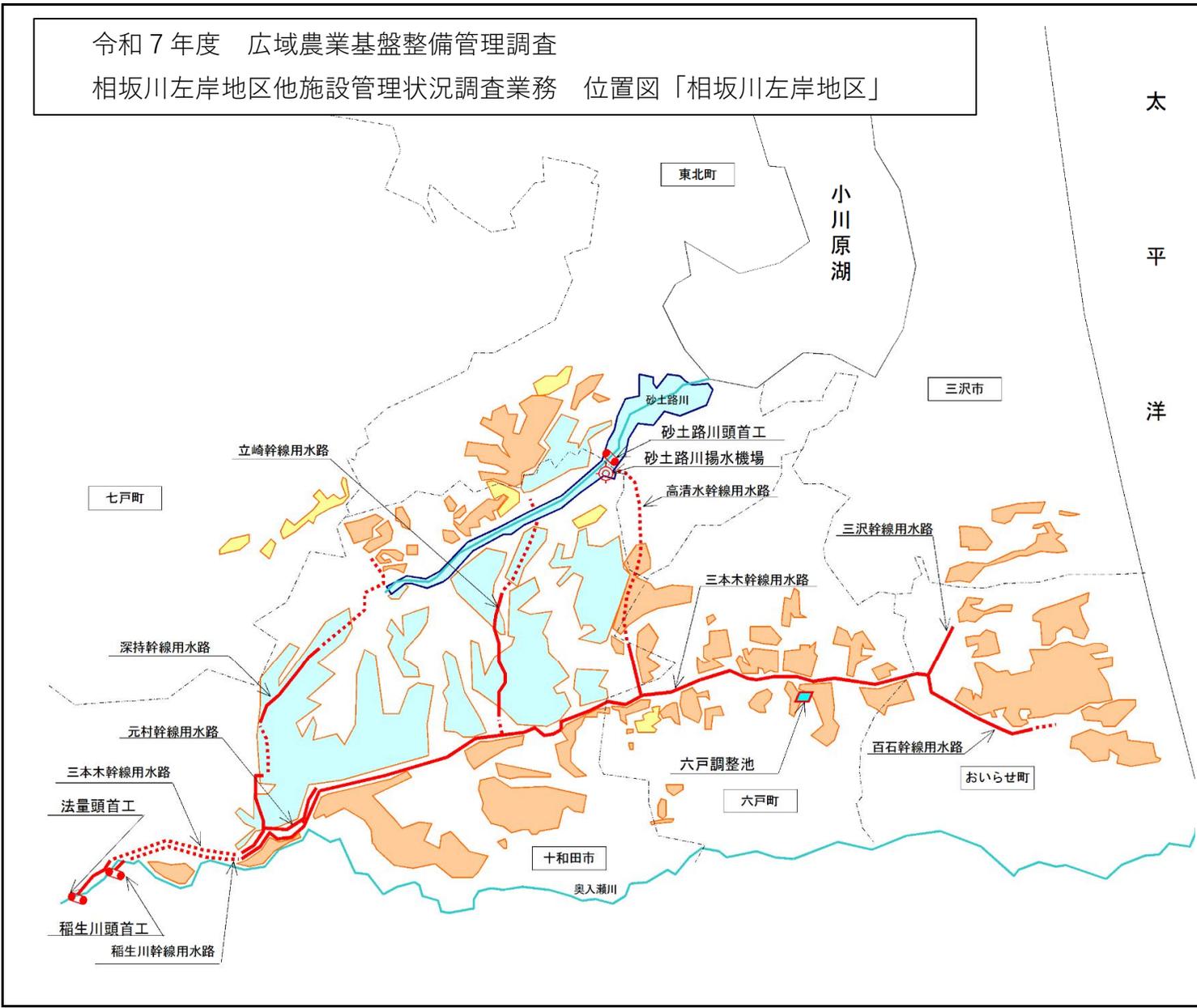
別添 位置図 (1 / 2)

令和7年度 広域農業基盤整備管理調査
相坂川左岸地区他施設管理状況調査業務 位置図「相坂川左岸地区」

太平洋



| 凡 例 | |
|-----|-----------|
| | 受益地 |
| | 用水改良 |
| | 排水改良 |
| | 畑地かんがい |
| | 国営頭首工 |
| | 国営揚水機場 |
| | 国営調整池 |
| | 国営用水路(開渠) |
| | 国営用水路(暗渠) |



別紙－1 作業対象施設一覧表「相坂川左岸地区」

| 番号 | 施設名称 | 施設概要 | 共用開始年度 (経過年数) ※2023時点 | 機能診断調査の実施状況(国営ストマネ推進事業) | | | その他 | 「施設管理状況 調査」の実施欄 |
|----|-------------------|---|-----------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------------------|--|--------------------|
| | | | | 機能診断 実施年度 | 機能保全 計画書 策定状況 | 機能診断対象範囲 | | |
| 1 | 法量頭首工 | 複合型、全堰長46.60m、固定部堰長38.00m(堰高2.30m)、可動部堰長8.60m(堰高2.88m)、設計洪水量1050.00m ³ /s、計画最大取水量13.500 m ³ /s、取水ゲート3門、土砂吐ゲート2門、左岸魚道1箇所 昭和26年に国営三本木開拓建設事業で造成。国営相坂川左岸農業水利事業で固定堰及び堰柱をポリマーセメントモルタルで断面補修、土砂吐ゲート及び機械室を更新、取水工本体及びゲート設備更新、魚道更新、上流護岸工改修、平成17年度着工～平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 土木構造物、機側操作室、ゲート設備、除塵設備、電気設備 | 施設受益面積 5,176.3ha 施設通水量 13.50m ³ /s (※R5.7同意時) | ○ |
| 2 | 稲生川頭首工 | 複合型、全堰長52.50m、固定部堰長46.00m(堰高1.50m)、可動部堰長2.17m(堰高1.50m)、設計洪水量1050.00m ³ /s、計画最大取水量6.000 m ³ /s、取水ゲート3門、土砂吐ゲート3門、放流工ゲート2門、左岸魚道1箇所 昭和27年に県営災害復旧事業で現頭首工を造成。国営相坂川左岸農業水利事業で固定堰の表面補修及び摩耗対策工、取水工堰柱及びゲート設備更新、魚道更新、平成17年度着工～平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 土木構造物、ゲート設備、電気設備 | 施設受益面積 3,533.4ha 施設通水量 13.50m ³ /s (※R5.7同意時) | ○ |
| 3 | 砂土路川頭首工 | 可動堰(フローティング・ゴム引布製起伏堰タイプ全可動堰)、全堰長25.95m、可動部堰長25.95m(堰高1.70m)、設計洪水量150.00m ³ /s、計画最大取水量2.404 m ³ /s、取水ゲート3門、左岸魚道1箇所、平成15年度着工～平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 土木構造物、ゲート設備、除塵設備、電気設備 | 施設受益面積 1,634.0ha 施設通水量 2.404m ³ /s (※R5.7同意時) | ○ |
| 4 | 砂土路川揚水機場 | 横軸両吸込単段渦巻ポンプφ600×3台(計画揚水量0.800m ³ /s/台)、全揚程77.00m(実揚程64.62m)、原動機形式(出力810KW)、調整水槽、吸水槽、建屋、除塵設備、電気設備、平成15年度着工～平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 土木構造物、ポンプ設備、建築施設(建屋)、除塵設備、電気設備 | 施設受益面積 1,634.0ha 施設通水量 2.404m ³ /s (※R5.7同意時) | ○ |
| 5 | 三本木幹線用水路 (上流部) | 水路総延長:23,936.615m(開渠工18,682.515m、トンネル工3,489.52m、サイホン工4箇所169.895m、橋梁下部工309.537m、分水工19箇所、落差工1箇所、暗渠工2箇所、急流工4箇所、水路橋1箇所)、放水路2箇所、計画最大通水量:13.500m ³ /s、上流部:昭和54年度着工～平成18年度竣工。 | 平成12年4月 (24年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 開水路、暗渠、トンネル、ゲート設備 | 施設受益面積 5,176.3ha 施設通水量 13.50m ³ /s (※R5.7同意時) | ○ |
| | 三本木幹線用水路 (下流部) | 水路総延長:3,227.558m(開渠工3,109.86m、橋梁下部工20.3m、落差工20.0m、分水工1箇所、水路橋1箇所)、計画最大通水量:11.194m ³ /s、下流部:昭和59年度着工～平成11年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | | | | | |
| 6 | 稲生川幹線用水路 | 水路総延長:6639.142m(開渠工3,325.503m、トンネル工2,818.491m、暗渠工57.4m、管水路工206.141m、橋梁下部工54.25m、サイホン工115.987m、分水工4箇所、急流工1箇所)、計画最大通水量:5.690m ³ /s～6.000m ³ /s、平成2年度着工～平成13年度竣工。 | 平成14年4月 (22年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 開水路、暗渠、トンネル、ゲート設備 | 施設受益面積 3,533.4ha 施設通水量 13.50m ³ /s (※R5.7同意時) | ○ |
| 7 | 深持幹線用水路 | 水路総延長:10,020.918m(開渠工3,821.535m、落差工201.10m、暗渠工141.246m、分水放流工、管水路5,474.754m、水路橋17.0m、橋梁下部工288.872m、分水工11箇所)、計画最大通水量:0.630m ³ /s～3.080m ³ /s、昭和54年度着工～平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 開水路、暗渠、管水路、ゲート設備 | | ○ |
| 8 | 三沢幹線用水路 | 水路総延長1,590.890m(開渠工1,328.089m、橋梁下部工9.0m、分水工1箇所17.0m)、計画最大通水量1.585m ³ /s、平成1年度着工～平成11年度竣工。 | 平成12年4月 (24年) | — | — | — | | ○ |
| 9 | 百石幹線用水路 | 水路総延長4,370.037m(開水路3,276.037m、サイホン636.380m、暗渠工233.57m、落差工46.70m、橋梁下部工70.10m、分水工2箇所40.79m、急流工、計画最大通水量3.052m ³ /s、平成2年度着工～平成14年度竣工。 | 平成15年4月 (21年) | — | — | — | | ○ |

| | | | | | | | | |
|----|----------|--|------------------|--------|---------------|--|--|---|
| 10 | 高清水幹線用水路 | 水路総延長:7,021.031m(開渠工1,159.373m、暗渠工105.757m、管水路5,707.96m、橋梁下部工47.941m)、サージタンク1箇所、計画最大通水量:2.400m ³ /s~2.400m ³ /s、昭和63年度着工~平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 開水路、暗渠、管水路 | | ○ |
| 11 | 元村幹線用水路 | 水路総延長:1,296.667m(開渠工1,112.473m、落差工40.85m、橋梁下部工20.0m、分土工7箇所)、計画最大通水量:2.770m ³ /s~3.960m ³ /s、平成2年度着工~平成11年度竣工。 | 平成12年4月 (24年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 開水路、暗渠、ゲート設備 | | ○ |
| 12 | 立崎幹線用水路 | 水路総延長:7,571.249m(開渠工3,778.393m、落差工114.0m、急流工6.70m、暗渠工506.095m、管水路2,929.539m、分土工17箇所)、計画最大通水量:1.790m ³ /s~2.770m ³ /s、昭和62年度着工~平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 開水路、暗渠、管水路橋、ゲート設備 | | ○ |
| 13 | 六戸調整池 | 傾斜遮水ゾーン型(アースブランケット工法)、堤高7.20m、堤長1531.00m、堤頂幅3.50m、堤体積288.5千m ³ 、総貯水容量550千m ³ 、有効貯水容量550千m ³ 、堤体法勾配(上流1:2.5、下流1:2.0)、洪水吐(側水路型自由越流式、延長239.7m、越流堰長6.5m)、流入工(自然流下式、延長330.229m)、注水工(自然流下式、延長229.05m)、計測機器1式、平成14年度着工~平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 洪水吐、流入工、注水工、漏水観測施設、堤体、ゲート設備、電気設備 | | ○ |
| 14 | 水管理システム | 親局(TM/TC)1局、小局(TM/TC)21局、孫局4局(貯水池、頭首工、揚水機場、水路、河川水位)、中央管理所(鉄筋コンクリート造3F、225.68m ²)、平成16年度着工~平成18年度竣工。 | 平成19年4月 (17年) | 平成24年度 | 策定有り (H24) | 中央管理所(情報処理装置、監視操作装置、情報伝送装置、CCTV、電源設備、計装設備)、小局、孫局 | | ○ |

別紙－2 作業対象施設一覧表「平川二期地区」

| 番号 | 施設名称 | 施設概要 | 平川二期事業の整備状況 | | 機能診断調査の実施状況(国営ストマネ推進事業) | | | 「平川二期地区更新整備計画見直し検討」作業の実施欄 |
|----|------------|--|-------------|--|-------------------------|-----------------------|---|---------------------------|
| | | | 施設改修の有・無 | 改修概要 | 機能診断実施年度 | 機能保全計画書策定状況 | 機能診断対象範囲 | |
| 1 | 早瀬野ダム | ゾーン型ロックフィルダム(表面遮水壁付)、流域22.8km ² 、堤高56.0m、堤長285.9m、総貯水量13,500千m ³ 、有効貯水量13,000千m ³ 、洪水吐(シュートゲート型、洪水量406m ³ /s)、取水設備(斜樋型、取水量10.74m ³ /s)、放流設備(ジェットフローゲート、放流量20.00m ³ /s) | 有 | 表面遮水壁改修、取水設備改修、洪水吐設備改修、管理施設等改修・補修(係船設備、網場、管理事務所等) | 平成20,21年度 | 策定有り(H20,H21) | 監査廊、堤体表面遮水壁、付帯設備(洪水吐、取水設備、余水吐、繫船設備、網場、アクセストンネル、管理棟、ダム水管理設備、受配電設備) | ○ |
| 2 | 五所川原頭首工 | フローティングタイプ全可動堰、堤高2.7m、可動部104.5m、取水量7.45m ³ /s、洪水吐ゲート2門、土砂吐ゲート1門、取水ゲート1門、制水門1門 | 有 | ゲート設備(洪水吐、土砂吐、取水)補修、ゲート操作室補修、管理設備 | 平成20,21年度 | 策定有り(H20,H21) | 土木構造物、建築設備(管理棟、巻上室)、ゲート設備、電気設備 | ○ |
| 3 | 虹貝頭首工 | フローティングタイプ、堤高2.2m、全堰長30.0m、計画最大取水量1.48m ³ /s、洪水吐ゲート1門、土砂吐ゲート1門、取水ゲート1門、魚道1箇所 | 無 | — | 平成21,H27年度 | 策定有り(H21,H27) | 土木構造物、建築設備(管理棟、巻上室)、ゲート設備、電気設備 | ○ |
| 4 | 三ツ目内頭首工 | フローティングタイプ、堤高2.6m、全堰長60.50m、計画最大取水量1.07m ³ /s、洪水吐ゲート2門、土砂吐ゲート1門、取水ゲート1門、魚道1箇所 | 無 | — | 平成19,21,27,29年度 | 策定有り(H19,H21,H27,H29) | 土木構造物、建築設備(管理棟、巻上室)、ゲート設備、電気設備 | ○ |
| 5 | 大和沢頭首工 | フィクスドタイプ、堤高1.4m、全堰長48.5m、計画最大取水量0.97m ³ /s、固定部44.7m、土砂吐ゲート1門、取水ゲート2門、魚道1箇所 | 無 | — | 平成27,29年度 | 策定有り(H21,H27,H29) | 土木構造物、建築設備(管理棟、巻上室)、ゲート設備、電気設備 | ○ |
| 6 | 板柳揚水機場 | ①横軸軸流ポンプφ700×1台、全揚程4.20m(実揚程3.50m)、電動式、②横軸斜流ポンプφ700×1台、全揚程4.50m(実揚程3.80m)、電動式、吸水槽、吐水槽、水門設備1門、除塵設備、建屋 | 有 | 主ポンプ整備、原動機更新、電気設備更新、建屋更新、ゲート設備更新、除塵設備新設、土木コンクリート補修 | 平成19年度 | 策定有り(H19) | 土木構造物、ポンプ・ゲート設備、建築施設(建屋)、ゲート設備、除塵設備、電気設備 | ○ |
| 7 | 三好排水機場 | ①横軸軸流ポンプφ1100×1台、全揚程3.41m(実揚程2.4m)、電動式、②横軸斜流ポンプφ1100×1台、全揚程3.41m(実揚程2.4m)、ディーゼル式、吸水槽、吐水槽、水門設備6門、建屋 | 有 | 主ポンプ整備、原動機更新、電気設備更新、建屋更新、ゲート設備更新、除塵設備新設、土木コンクリート補修 | 平成19年度 | 策定有り(H19) | 土木構造物、ポンプ・ゲート設備、建築施設(建屋)、ゲート設備、電気設備 | ○ |
| 8 | 五所川原幹線用水路 | 総延長27.4km、内訳:開水路9.7km、現場打暗渠1.2km、管水路16.4kmφ2800～φ1800(FRPM管,PC管,SP管)、分水工11箇所、余水吐2箇所、計画最大通水量8.440m ³ /s | 有 | うち二期事業対象5.9km:内訳:開水路5.4km(更新、表面被覆、断面補修、目地補修)、暗渠0.4km(同左)、分水工改修8箇所(ゲート設備)、余水吐更新2箇所(ゲート設備) | 平成20,21,26年度 | 策定有り(H20,H21,H26) | 開水路、暗渠、管水路、分水工、余水吐、ゲート設備 | ○ |
| 9 | 道川(Ⅰ)幹線用水路 | 全延長1.397km、内訳:水路トンネル0.541km(2r=1.8m)、暗渠0.016km、管水路0.840km(PC管φ1100)、計画最大通水量1.480m ³ /s | 無 | — | 平成21,26年度 | 策定有り(H21,H26) | 水路トンネル、暗渠、管水路 | ○ |
| 10 | 道川(Ⅱ)幹線用水路 | 全延長7.628km、内訳:開水路6.51km、水路トンネル0.475km(2r=1.8m)、暗渠0.059km、水路橋0.059km、落差工ほか0.032km、計画最大通水量2.040m ³ /s | 無 | — | 平成21,26年度 | 策定有り(H21,H26) | 開水路、水路トンネル、暗渠、水路橋、落差工 | ○ |
| 11 | 道川放水路 | 総延長0.994km、内訳:開水路(0.705km)、暗渠(0.207km)、落差工・急流工(0.081km)、計画最大通水量5.290m ³ /s | 無 | — | 平成21,26年度 | 策定有り(H21,H26) | 開水路、暗渠、落差工・急流工 | ○ |
| 12 | 大和沢幹線用水路 | 総延長1.292km、内訳:開水路(0.960km)、暗渠(0.239km)、サイホン(0.040km)、落差工・急流工他0.053km、計画最大通水量0.970m ³ /s | 無 | — | 平成21,26年度 | 策定有り(H21,H26) | 開水路、暗渠、サイホン、落差工・急流工他 | ○ |

| 番号 | 施設名称 | 施設概要 | 平川二期事業の整備状況 | | 機能診断調査の実施状況(国営ストマネ推進事業) | | | 「平川二期地区更新整備計画見直しの検討」作業の実施欄 |
|----|---------|--|-------------|---|-------------------------|---------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 施設改修の有・無 | 改修概要 | 機能診断実施年度 | 機能保全計画書策定状況 | 機能診断対象範囲 | |
| 13 | 板柳幹線用水路 | 総延長0.869km、内訳：開水路(0.591km)、サイホン(0.264km)、その他(0.014km)、計画最大通水量2.261m ³ /s | 無 | — | 平成21,26年度 | 策定有り(H21,H26) | 開水路、サイホン、その他 | ○ |
| 14 | 板柳放水路 | 総延長0.950km、内訳：開水路(0.947km)、暗渠(0.003km)、計画最大通水量8.440m ³ /s | 無 | — | 平成21,26年度 | 策定有り(H21,H26) | 開水路、暗渠 | ○ |
| 15 | 新堰幹線用水路 | 総延長7.373km、内訳：開水路(5.465km)、暗渠(0.840km)、サイホン(0.970km)、水路橋(0.021km)、落差工・急流工(0.078km)、計画最大通水量1.970m ³ /s | 有 | うち二期事業対象4.2km：内訳：開水路3.0km(更新、表面被覆、断面補修、ひび割れ補修、目地補修)、暗渠0.2km(同左)、管水路1.0km(土砂撤去、流末処理)、ゲート設備更新 | 平成21,26年度 | 策定有り(H21,H26) | 開水路、暗渠、サイホン、水路橋、落差工・急流工 | ○ |
| 16 | 赤堀幹線排水路 | 総延長2.136、内訳：コンクリート矢板水路(2.136km)、計画最大通水量16.750m ³ /s | 有 | 補助矢板打設工0.265km(鋼矢板7.0m、IIw型)、堆積土砂撤去2.198km、法面整形工1.216km | 平成21年度 | 策定有り(H21) | コンクリート矢板水路 | ○ |
| 17 | 水管理施設 | 中央管理所(親局)：RC造2階建190.04m ² 、水管理システム(情報処理・監視操作設備等)、非常用自家発電装置子局：26局(ダム除く) | 有 | 用水管理システム更新(情報処理・監視操作設備等)、非常用自家発電装置更新、TM/TC子局19局(更新18面、既設利用1面)、TM子局7局(更新6面、既設利用1面)、ネットワークカメラ(新設11台、既設利用1台)、水位計(更新24台、新設2台、既設利用3台)、流量計(更新17台、新設1台、既設利用2台) | — | — | — | ○ |

別紙－3 作業項目内訳表

| 作業項目 | 作業内容 | 作業 実施欄 |
|----------------------------|--|-----------|
| 1. 準備作業 | | |
| 1-1. 資料の検討 | 作業に必要な資料収集及び貸与資料を把握・整理する。 | ○ |
| 1-2. 現地調査 | 相坂川左岸地区及び平川二期地区の作業に必要な現地調査を行う。 | ○ |
| 2. 相坂川左岸地区施設管理状況調査 | 事業完了後の営農形態の変化（水田の畑地化等）、頭首工等主要施設の老朽化に対応した施設計画策定のための施設管理状況調査を実施し、課題を整理する。 〔作業対象施設は別紙－1のとおり〕 | ○ |
| 3. 平川二期地区更新整備計画見直しの検討 | | |
| 3-1. 施設の状況把握 | 施設管理者より管理状況を聞き取り調査し、現況施設の課題や劣化状況を把握・整理する。 〔作業対象施設は別紙－2のとおり〕 | ○ |
| 3-2. 長寿命化に配慮した更新整備計画見直しの検討 | 上記3-1の結果を踏まえ、平川二期地区の長寿命化に配慮した更新整備計画見直しのため、次年度の見直し作業方針を検討する。 | ○ |
| 4. 点検取りまとめ | 各作業項目の成果物の点検及び取りまとめを行う。 | ○ |